

県税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

換価の猶予

県税を一時に納付することにより、
事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当する
ときは…



その県税の納期限から6か月以内に、所轄の地方局（支局）に申請することにより、
原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する県税以外に、既に滞納となっている県税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。
※上記の「申請による換価の猶予」のほか、地方局長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

徴収の猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③事業を廃止し、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと
※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失（赤字）が生じた場合をいいます。
- ⑤本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

などにより、県税を一時に納付することができないときは…



所轄の地方局（支局）に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、
猶予が認められる場合があります。

※上記⑤の場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、修正申告などにより納付すべきこととなった県税の納期限までに申請する必要があります。

猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価（売却）が猶予される場合があります。

県税を納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の地方局（支局）の納税担当にご相談ください。

県税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。

また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

猶予を受けるための手続きについては裏面へ

申請の手続き

提出する書類

- ①「換価の猶予申請書」又は「徴収の猶予申請書」
- ②「財産収支状況書」
※資産、負債、収支の状況などを記載してください。
※猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。
- ③担保の提供に関する書類
- ④災害などの事実を証する書類（徴収の猶予の場合）
※罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

申請の期限

- ・換価の猶予: 猶予を受けようとする県税の納期限から6か月以内
- ・徴収の猶予: 表面①から④に該当する場合の徴収の猶予については、申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。
表面⑤に該当する場合の徴収の猶予については、その本来の期限から1年以上経過した後、に納付すべき税額が確定した県税の納期限(修正申告書を提出する日など)までに申請してください。

猶予の承認又は不承認

提出された書類の内容を審査した後、地方局（支局）から猶予の承認又は不承認を通知します。猶予が承認された場合は、地方局（支局）から送付される「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画のとおり、に納付する必要があります。

猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画のとおり、の納付がない場合
- ・猶予を受けている県税以外に新たに納付すべきこととなった県税が滞納となった場合 など

申請窓口・お問い合わせ先

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号
東予地方局税務管理課	〒793-8516	西条市喜多川796番地1	(代) 0897-56-1300
今治支局税務室	〒794-8502	今治市旭町1丁目4番地9	(代) 0898-23-2500
中予地方局税務管理課	〒790-8502	松山市北持田町132番地	089-909-8753
南予地方局税務課	〒798-8511	宇和島市天神町7番1号	(代) 0895-22-5211
八幡浜支局税務室	〒796-0048	八幡浜市北浜1丁目3番37号	(代) 0894-22-4111

詳しくは、最寄りの地方局・支局税務担当窓口にご相談ください。